

漆紙文書集成

佐藤宗諄
橋本義則

はじめに

多賀城跡で発見され注目されて以来、漆紙文書は全国各地で出土しており、木簡・墨書土器などとともに、出土文字資料として、その重要性はますます高まってきた。文字の確認できない漆紙の出土例をも含めると、われわれが確認しえたものだけでもすでに三九個所に及んでいる。それらはほぼ全国的な広がりを見せており、決してある特定の地域に限られた特殊な現象ではないことは明らかである。すでに本誌第四号に、佐藤は『漆紙文書』出土概要』を報告したが、改めてわれわれが現在までに知りえた漆紙・漆紙文書出土遺跡の一覧を掲げ、さらに漆紙文書（漆紙のうち文字の確認できるもの）については、その出土遺跡・遺構についての概要や、主要な漆紙文書についての釈文を掲げて参考に供することにしたい。なお釈文の作成に当っては、公表されている釈文を尊重したが、全体の統一を図るために、常用漢字に改め、また墨痕が認められるが釈

読できない場合にのみ□（字数の確認できるもの）・□□（字数の数えられないもの）と記し、他に前後関係から文字が予想される場合でもあえて一切表記しなかった。また表裏の明確でないものはA・B（漆面）で表記した。その他（）・（ハ）・（リ）・（ミ）などはおおむね本誌木簡釈文の表記法に従った（なお、（×）は文字の上に重ね書きにより原字を訂正していることを示す傍注で、（×）内は原字を示している）。文書番号の下に付した（ハ）は報告書の文書番号である。また、できるかぎり実見するように努めたが、時間的な制約もあって、すべてに互えることは出来なかった。さらにその過程でごく一部ではあるが我々の責任で釈読を替えた部分もあることを予め御断わりしておきたい。われわれの無理を聞き入れてご協力くださった各機関および関係者の方々に心からの御礼を申し上げておきたい。

まず現在までにわれわれが知りえた漆紙および漆紙文書の出土遺跡は一四六ページの表のようである。

以下、漆紙文書の出土した遺跡ごとに遺跡・遺構の概要を述べ、主たる文書を紹介したい。

秋田城跡

秋田城跡は東西・南北の最長部分で約五五〇mにおよぶ不整形の外郭築地施設を持ち、その内部からは一辺約九二mと予想される政庁が確認され、さらにはその内部に正殿も確認され、また外郭築地施設の東外側の「鶉ノ木地区」からも規則的な配置の掘立柱建物跡が検出され、木簡も出土している。漆紙文書は、この外郭南外側・政庁地区および「鶉ノ木地区」から六点が出土している。

まず外郭南面の第二四次調査で外郭外側の竪穴住居跡のカマド周辺で発掘された浅い皿状の赤褐色土器の内面に附着して一点が出土している。二行六文字が認められるが、判読できるのは「虫」のみである(第一号)。

次いで第三六次調査では、政庁北辺築地外側の崩壊土から須恵器杯に附着して二点が出土した。漆紙文書はすでに蓋紙としての形状は破損しており、漆を挟みこむ状態で二枚が認められている(一)。

いま一つの漆紙文書は、先の文書とは別の文書らしく、「宝亀元年」の年紀をもつ文書の末尾で、「吉弥侯『□根』」の署名部分が見えるが、その性格は明らかにしたい(第三号)。

第三八次調査では、政庁域の柱列(SA六九九)の堀方のうちから二つ折りの状態で出土したが、後世に攪乱を受けており、堀方に伴うものであるかどうかは明らかではない。復元展開してみると最大

横長は一一・三cmで、整然とした楷書体で三行一〇文字(残画を含む)が確認でき、一行目は「^{戸籍カ}□郡司」、二行目は「事而以今」と読むことができ、正式な公文書の一部とおもわれる(第四号)。なお、この三八次調査では別に文字の確認できない漆紙が一点出土している。

つづく第三九次調査では外郭東外側の「鶉ノ木地区」の北部の泥炭層から出土した赤褐色土器の内面に附着していたもので、「便(あるいは使)□事」と釈読されている(第五号)。

正殿および政庁北辺の西延長部分の調査が行われた第四〇次調査では、表土耕作土層から出土した須恵器杯(八世紀末～九世紀)の内面に附着して漆紙文書が出土した。二～三行の文字が認められているが、墨の残りは良くなく、「□年□月□□日」、「□四□」と釈読されている(第六号)。

1(第二号)は平川南氏が「出拳貸付様文書断簡」とされた文書で、第一行目のみがやや大きめの字(〇・六cm)であり、他は〇・四cmの文字である。なおこの文書には紙背もあり、死亡逃亡の奴婢に関する文書で、断片であるため釈文は載せていないが、「神護」という元号の一部が読み取れ、文字の残り具合からは「神護景雲」とおもわれる。

1 A □ 漆拾人

□

□ 拾参束伍把

漆紙・漆紙文書出土遺跡一覧

遺跡名	所在地	漆紙文書の点数	遺跡の時代	遺跡の性格	出土遺構	調査機関	報告書
秋田城跡	秋田県秋田市	6	奈良・平安	城柵跡	築地崩壊土・表土耕作土・堀柱掘方沼	秋田市・秋田城跡発掘調査事務所	1
沼田遺跡	山形県飽海郡八幡町	1	平安	城柵跡	(試掘調査)	山形県	2
城輪遺跡	同 酒田市	1	奈良・平安	官衙跡	建物柱掘方	酒田市	3
生石2遺跡	同 同	1	奈良・平安	城柵跡	溝	山形県・山形県埋蔵文化財緊急調査団	4
志波城跡	岩手県盛岡市	1	平安	城柵跡	溝・土壇・鍛冶遺構・整地層	岩手県	5
胆沢城跡	同 水沢市	22	平安	城柵跡	土壇・堆積層	多賀城跡調査研究所	6
多賀城跡	宮城県多賀城市	103	奈良・平安	城柵跡	経緯基壇の穴	宮城県	7
多賀城跡	同 同	?	奈良・平安	寺院跡	堅穴住居	多賀城跡調査研究所	8
伊治城跡	同 同	1	奈良・平安	城柵跡	堅穴住居	宮城県	9
下窪遺跡	同 栗原郡築館町	1	平安	集落跡	堅穴住居	仙台市	10
小梁川遺跡	同 刈田郡七ヶ宿町	1	平安	集落跡	堅穴住居	宮城県	11
燕沢遺跡	同 仙台市	1	平安	官衙跡	建物上の黒土層	双葉町	12
郡山五番遺跡	福島県双葉郡双葉町	1	奈良・平安	集落跡	堅穴住居	福島県・福島県文化センター	13
板倉前B遺跡	同 西白河郡東村	1	奈良・平安	集落跡	堅穴住居	福島県	14
関和久上町遺跡	同 西白河郡泉崎村	293	奈良・平安	官衙関連施設	堅穴住居・工房・溝・土壇	茨城県教育財団・石岡市	15
鹿の子遺跡	同 茨城県水戸市	1	奈良・平安	集落跡	堅穴住居	大宮町	16
源氏平遺跡	同 大宮町	17	奈良・平安	官衙跡	土壇・溝	栃木県・栃木県文化振興事業団・栃木市	18
下野国分寺跡	同 同	18	奈良・平安	寺院跡	溝	栃木県・栃木県文化振興事業団	19
上三川高校地内遺跡	同 河内郡上三川町	20	奈良・平安	集落跡	平安時代末期の住居	日野市	21
落川遺跡	同 長野県松本市	1	奈良・平安	集落跡	堅穴住居	長野県埋蔵文化財センター	22
南栗北遺跡	同 同	1	奈良・平安	集落跡	包含層	富山県	23
黒河尺目遺跡	富山県射水郡小杉町	1	奈良・平安	集落跡	溝	向日市	24
長岡京跡左京3条2坊12町	京都市伏見区	2	平安	都城跡	土壇	京都市埋蔵文化財研究所	25
長岡京跡左京4条2坊9町	同 同	4	平安	都城跡	土壇・東四坊間小路西側溝	京都市埋蔵文化財研究所	26
長岡京跡左京4条3坊3町	同 同	?	平安	都城跡	宮内道路南側溝	奈良国立文化財研究所	27
長岡京跡左京4条4坊6町	同 同	2	奈良	都城跡	東一坊間大路西側溝	奈良国立文化財研究所	28
平城京跡左京2条2坊	奈良県奈良市	2	奈良	宮殿・官衙跡	土壇	奈良市	29
平城京跡左京3条1坊16坪	同 同	1	奈良	都城跡	井戸	奈良国立文化財研究所	30
平城京跡左京7条1坊9坪	同 同	3	奈良	都城跡	建物柱抜取穴	奈良国立文化財研究所	31
平城京跡左京8条1坊6坪	同 同	3	奈良	都城跡	坪境小路南側溝	奈良国立文化財研究所	32
平城京跡左京8条3坊	同 同	5	奈良	都城跡	土壇	奈良国立文化財研究所	33
平城京跡右京8条1坊14坪	同 大和郡山田市	5	奈良・平安	官衙跡	旧河川	神戶市・吉田片山遺跡調査団	34
吉田南遺跡	同 同	2	奈良・平安	官衙跡	旧河川	草戸千軒町遺跡調査研究所	35
草布ヶ森遺跡	同 城崎郡日高町	5	奈良・平安	官衙跡	土壇	九州歴史資料館	36
草戸千軒町遺跡	福岡県太宰府市	1	奈良・平安	官衙跡	溝		37

報告書

- 1 『秋田城跡』昭和五三・五七～五九年度秋田城跡発掘調査概報 秋田市教育委員会・秋田城跡発掘調査事務所 昭和五四・五八～六〇年
 - 『秋田城出土文字資料集』 秋田市教育委員会・秋田城跡発掘調査事務所 昭和五九年
 - 2 『沼田遺跡発掘調査報告書』 山形県教育委員会 昭和五九年
 - 『史跡城輪櫓跡』昭和五七年発掘調査概報(2) 山形県教育委員会・酒田市教育委員会 昭和五八年
 - 3 『酒田市生石2遺跡第3次調査説明資料』 山形県教育委員会・山形県埋蔵文化財緊急調査団 昭和六一年
 - 4 『東北縦貫自動車関係埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』 太田方八丁遺跡(志波城跡) 岩手県教育委員会・日本道路公団 昭和五七年
 - 5 『胆沢城跡』昭和五一・五四・五六～五九年度発掘調査概報 水沢市教育委員会 昭和五二・五五・五七～六〇年三月
 - 6 『多賀城漆紙文書』 宮城県多賀城跡調査研究所 昭和五四年
 - 7 『伊治城跡Ⅱ』 宮城県多賀城跡調査研究所 昭和五四年
 - 8 『釜戸ダム水没遺跡発掘調査概報』 東北地方建設局 昭和五四年
 - 9 『研究紀要Ⅶ』 宮城県多賀城跡調査研究所 昭和五五年
 - 10 『七ヶ宿ダム関連小梁川東遺跡現地説明会資料』 宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局七ヶ宿ダム工事事務所 昭和五七年
 - 11 『燕沢遺跡』 仙台市教育委員会・仙台市山崎東土地地区画整理組合 昭和五九年
 - 12 『郡山五番遺跡Ⅲ』 双葉町教育委員会 昭和五五年
 - 13 『国営総合農業開発事業母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅲ』 福島県教育委員会・財団法人福島県文化センター 昭和五四年
 - 14 『関和久上町遺跡Ⅱ』 福島県教育委員会 昭和五九年
 - 15 『鹿の子C遺跡』 常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書5 財団法人茨城県教育財団 昭和五八年
 - 16 『鹿の子C遺跡範囲確認発掘調査報告書』 第2次 石岡市教育委員会 昭和五九年
 - 『鹿の子遺跡発掘調査報告書』第1・3次 石岡市教育委員会 昭和六〇・六二年
 - 『常陸源氏平』 大宮町教育委員会・水戸北部中核工業団地内埋蔵文化財発掘調査会 昭和六〇年
 - 17 『下野国府跡Ⅵ』木簡・漆紙文書調査報告書 栃木県教育委員会 昭和六二年
 - 『史跡下野国府跡Ⅰ』 栃木市教育委員会 昭和六二年
 - 18 『下野国分寺跡Ⅱ』 栃木県教育委員会 昭和六一年
 - 19 『河内郡上三川町上三川高校地内遺跡調査報告』 栃木県教育委員会 昭和六〇年
 - 20 『日野市落川遺跡』 日野市落川遺跡調査会 昭和六〇年
 - 21 『松本市島立南栗・北栗・高綱中学校遺跡、条里の遺構』 長野県中信土地改良事務所・松本市教育委員会 昭和六〇年
 - 22 『都市計画街路七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査概要(5)』 富山県教育委員会 昭和六二年
 - 23 『向日市埋蔵文化財調査報告書』第10集 向日市教育委員会 昭和五八年
 - 24 『向日市埋蔵文化財調査報告書』第8集 向日市教育委員会 昭和五七年
 - 25 『長岡京跡』京都都市計画道路1等大路第3類第46号外環状線整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 昭和五五年 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 昭和五六年
 - 26 『平城宮木簡四 解説』 奈良国立文化財研究所 昭和六一年
 - 27 『平城宮発掘調査出土木簡概報』8 奈良国立文化財研究所 昭和四六年
 - 28・29 『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』 奈良国立文化財研究所 昭和六〇年
 - 30 『平城京左京八条三坊発掘調査概報』 奈良国立文化財研究所 昭和五一年
 - 31 『吉田南遺跡現地説明会資料(V)』 神戸市教育委員会・吉田片山遺跡調査団 昭和五四年
 - 32 『草戸千軒No.162』 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所 昭和六一年
 - 33 『大宰府史跡』昭和五六年度発掘調査概報 九州歴史資料館 昭和五七年
- なお表中の「漆紙文書の点数」は報告書のそれに従っており、必ずしも統一した基準によるものではない。また点数の表示していないものは文字が確認できず文書とは判定しがたいものであり、?は点数・文字有無などが未確定のものである。

直忍麻呂戸口

□ 麻呂貳束

□□伍束

丸子□□自売伍束

□貳束

戸主秦連惠尔□

□伍束

戸主磯部小龍戸口

東

□部小刀自売伍束

戸主穴太部道石伍束

B □亡逃走

□人三人伍人

婢□□

沼田遺跡

九世紀後半～一世紀前半にかけての集落跡で、漆紙文書は、九世紀後半の溝・矢板列や平安時代中葉の掘立柱建物跡を主とする遺構を検出したG区の分布調査で土器に付着した状態で出土した。土器は一世紀前半期のものと考えられ、「有」の一字が確認されている。

城輪柵跡

約七三三m四方の材木列の外郭施設と約一五〇m四方の築地の内郭施設と正殿・脇殿などその内部の主要建物の配置も明らかになり、その官衙的な性格が明らかになってきているが、漆紙文書が出土したのは、県道（藤塚八幡線）の道路改良工事にもなる緊急発掘調査

で、政庁の西側ブロックに相当する地区で検出された四間×二間の掘立柱建物跡の掘方の埋土の上層からである。七cm×五・五cmの二つ折りの状態で出土したが、四〇五行に文字を認めることができる。建物跡の年代は一世紀代であるが、伴出土器は一〇世紀後半期のものであり、この文書の年代もほぼ一〇世紀頃のものとしてよからう。なお他に漆片や漆付着土器も出土している。

1 は行間心々は約一・六cmであり、歴名様文書の断簡である。

1 □□津月足戸口

□売年卅四

□麻呂年廿六

□廿^{（ハカ）}

□□

生石2遺跡

城輪柵跡の東南約5kmの出羽丘陵の山麓の旧扇状地で、ほ場整備事業にかかる調査で、奈良・平安時代の板材列によって囲われた施設が二箇所検出されており、この施設の内部は住居跡・倉庫跡などが整然と配置されており、公的な施設と考えられている。既ここからは墨書土器が多数発見されているが、漆紙文書は二つの板材列の施設の間を流れる幅〇・八～二mの溝（SD三〇〇）から須恵器杯

の内部に付着して出土した。文字は三行が確認できるが、第一行には「肆」のみが確認でき、第二行は「□□年参拾壹歳」と読め、第三行には「貳歳」と読める文字があり、籍帳様文書の一部かと思われるが、その年代は不詳である。

胆 沢 城 跡

胆沢城跡の発掘調査で、現在までに出土した漆紙文書の点数は二点で、そのほかにも墨書の確認されなかった漆紙も若干出土している。

漆紙文書が出土したのは、胆沢城の南外郭線付近での調査(第二次調査Ⅱ外郭線南門地区、第三七次調査Ⅱ外郭内南西地区)、内郭政庁域の北方に広がる北方官衙を対象とした調査(第三九次調査Ⅱ北方官衙東地区)、そして内郭東方に広がる東方官衙を対象として実施した調査(第四〇・四一・四三・四五次の各調査)においてである。なお東方官衙地区を対象とした第五二次調査でも土器に付着した漆紙が一点出土しているが、墨痕は確認されなかった。また現在調査中で同じく東方官衙地区を対象とした第五四次調査でも漆紙が二点出土しているが、墨痕の有無などは未確認である。

第三三次調査で漆紙文書を出土したのは、胆沢城の外郭築地の南面に開く南門の内側を流れる東西溝SD一一四(幅約三・六～三・八m、深さ約〇・六m)で、この溝の大別して四層に分けられる埋土の

うちの二層目から一点が出土した(1)。

第三七次調査では、調査区の中央部分に見られる一一世紀に行われた整地層から漆紙文書一点が出土した。

第三九次調査区の北東隅で検出した南北溝SD五九六(幅約〇・三～〇・四m、深さ約〇・二三～〇・一七m)から漆紙文書が出土した。溝の埋土は二層に分かれ、上層の埋土から漆紙文書一点が出土した(2)。

第四〇次調査では、東方官衙の西方を画すると考えられる掘立柱堀の西方に掘られた土壇群のうちのひとつの楕円形の土壇SK六五四(東西約二・五m、南北約一・七m、深さ約〇・三m)から漆紙文書一点が出土した(3)。

第四一次調査で漆紙文書が出土したのは、調査区東南隅で検出された不整形の土壇SK七一六(東西約二・六m、南北約一・八m、深さ約〇・七m)から、一点が出土した(4)。

第四三次調査では、合計一五点の漆紙文書が鍛冶遺構SX八一四と四基の土壇SK八二九・八三〇・八四三・八六四、及び調査区北端に設けた東西トレンチから出土した。なおこの他にも墨痕が未確認で調査継続中の漆紙が若干ある。鍛冶遺構SX八一四は規模・形状共に不明であるが、古代末期以降の遺物が混在している。漆紙文書は一点が出土している。円形の土壇SK八二九(径約一・六～一・七m、深さ約〇・七m)からは一点が出土。円形の土壇SK八三〇

(東西約一・五m、南北約二・〇m、深さ約〇・九m)からは二点が出土(7・8)。楕円形の土壙SK八四三(東西約三・一m、南北約一・七m、深さ約〇・九m)からは一点が出土。SK八六四は未完掘であるため規模は不明であるが、漆紙文書三点が出土(9)。また調査区北端に設けた東西トレンチではトレンチの埋土から六点の漆紙文書が出土した(トレンチの埋土は四層に大別され、漆紙文書はそのうちの第3a層から三点、第3b層から二点(5・6)、第4層から一点がそれぞれ出土している)。

第四五次調査では、調査区の南辺付近で検出した円形の土壙SK九二五(東西約二・一m、南北約二・〇m、深さ約〇・五m)から三点の漆紙文書が出土した(10・11)。上下二層に分けられる埋土のうちの下層の埋土から出土した。

次に報告書に基づきながら、主要な漆紙文書について概要を述べる。

1(第一号)は弘仁一四年あるいは弘仁六年以前の作成に係る文書で、坂東諸国から送られてきたかと考えられる兵士(統領と鎮兵)への公粮支給に関する文書・帳簿の類とみられる。

2(第三号)は表裏共に墨痕が認められ、いずれも具注暦である。暦注等の記載から、表は延暦二三年の具注暦で、九月下旬の部分に当たり、裏は延暦二二年の具注暦で、四月上旬の部分に相当する。いずれも大衍暦に基づく具注暦であることが確認されている。なお

平川南氏によると、①表裏に書かれた具注暦の年月の対応からみて、本具注暦は本来卷子装であった可能性があり、また②表裏の書式のみならず書体までが一致するとされている。

3(第六号)は延暦二年六月二九日の玉造団解文で、その事実書きの末尾に当たる書き止めの部分、文書の作成年月日、文書作成者である書生の署名及び玉造団擬大毅の署名部分の一部のみが残る。なお裏には戯画風の絵が描かれている。

4(第七号)は残存部分が事実書きの文中の一部に過ぎず、差し出し書き・事書き・作成年月日・作成者等の署名部分を欠いているために本文書の書式及び内容等は全く不明である。

5(第一〇号)は嘉祥元年の具注暦で、その二月及び三月の部分である。体裁はほぼ2(第三号)に一致するが、墨界線が引かれている点異なる。

6(第一八号)は承和一〇年二月二六日の小田団解文で、差し出し書き・署名部分を欠くが、文書の内容は、番上の健士二名が疫病のために成へ参向できない旨を主帳牡鹿氏繩を使者として申上したものであることが判明する。

7(第二四号)・8(第二六号)は共に『古文孝経』であるが、7は8と直接には接続しない。7が全くの断片であるのに対して、8は二二八文字が残存していて『古文孝経孔子伝』のうちの四章分に当たることが判明している。平川南氏によれば、丁寧な楷書体で書か

れ、部分的に天に界線一条が引かれており、訓点等の書き込みが一切ないことから、積奠等の儀式に用いられた公的儀式用のテキストと考えられるという。

9 (第四〇号) は円形平板な蓋紙の形状を良く残す漆紙で、ほぼまん中で二紙を重ね合わせている。二紙共に文字を確認できたが、文字を解読できたのは二紙のうちの一紙のみである。それは行書体で書かれた書状で、わずかに文末の書き止め部分と日付部分が残存するに過ぎない。

10 (第四三号)・11 (第四四号) は数枚重なった漆紙のうち文字が判読できる内容がある程度推定できたものである。10 は名取団から胆沢城に貢進されてきた柴田郡関係の兵士の歴名簿と考えられる。紙継目が確認でき二紙が継がれている。11 は軍事関係の職務に携わる人々の間食料に関する食口帳の類かと考えられている。

2 (表)

□浴 絶陽□対

火開立冬十月節
水始氷 □□後母倉祠祀移徒療病入学

□戌木閉 □陽□□

木水建 大歳□□血忌

除大夫既済 大歳対□□□除壊垣破

□□忌厭

(裏)

戊(土)破候旅内 小歳後□德(療カ)病□

□亥(土)危沐浴 大歳□□歳□德合重

戊子火成上弦後
沐浴 大歳対□忌復拜□

丑火収除手(甲) 大歳対復嫁聚□

立夏四月節 大歳□□□
蟬鳴

3

員□□如件以解

延暦廿一年六月廿九日書生宗

玉造団擬大毅志太

4

国博士訴申

令在□量

初換并改(審カ)□

仍□□者

1 百人

蔵国一百人

野国二百人

□百人 統領物部連荒人

□(起カ)

□百人 升□

統領大伴長□□

5 a

大歳前月德療病

□□前月德加冠拜官冊授裁衣

b

□位除解□□

□歳後天恩德合厭壞垣破□□^{〔屋カ〕}

□歳後天恩無冠壞垣破屋吉

歳後□□^{〔天カ〕}拜官冊授移徙入学剃□□^{〔頭カ〕}

梁蓋屋修宅

大歳前 倉加□^{〔冠カ〕}祠祀結婚納徵□^{〔起カ〕}土上梁修門戸竈

前天恩九坎入学市買納財吉

廿三日癸丑木開除手□^{〔廿四〕〔寅カ〕}

□□日甲□水閉除足甲^{〔廿〕}大歳前月德□^{〔出カ〕}行□加冠拜官塞穴殯 斬草吉

□五日乙卯水閉^{〔廿〕}清明三月節 食糲外大歳前結婚納徵剃頭 □埋斬□^{〔草カ〕}掃舍

廿六日景辰土建 大歳前出行吉

大歳後小歳前母倉德合重拜官□□^{〔吉カ〕}修見防導□

□滿大夫 大歳後母倉□

火平除手足甲 大歳後復裁衣

東北行^{〔土カ〕}宜向北行及宜修造

月德在□

6

申依病不堪戌所射手等事

式人

番上

伴部広根健士

右人自今月廿五日沈臥疫病也

宗何部刀良磨健士

右人自今月廿六日沈臥疫病也

射手等沈臥疫病不堪為戌□

□帳牡鹿□氏繩使申上以解

承和十年二月廿六日□□

7

〔本実カ〕 〔則人カ〕〔道カ〕

□臣失其道□ 有其位□□^{〔故上カ〕}

〔民是カ〕〔也カ〕

8

位 □□^{〔祭カ〕}記非 □□^{〔孝弟カ〕}

〔謂カ〕 〔春生夏長秋收冬藏〕〔也カ〕 謂之業稼穡為務審因四時就物地宜除田擊

播殖百繁挾其槍刈修其懸敵脫衣就功 露足少而習□□^{〔焉カ〕}休焉是故其父兄之

多賀城跡

漆紙文書が学界ではじめて注目を浴びたのは、いうまでもなくこの多賀城跡で発見されて以来のことであるが、これについての詳しい報告は昭和五四年に『多賀城漆紙文書』（宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ）として刊行され、今や漆紙文書研究の古典的な位置を占めている。関連遺跡である多賀城廃寺の経楼跡で検出された漆紙の文字の有無は未確認であるが、多賀城跡では一〇三点の出土が報告されている。現在までに漆紙文書の出土している地点は五箇所であり、いずれも土壌ないしは整地層・堆積土からの出土である。

政庁地区では、第Ⅰ期西脇殿の西側で政庁西辺築地の第Ⅱ期石組雨落溝に接した土壙SK一〇四およびその南に接する地点の表土下の第Ⅱ層である堆積土から八九点（1・2）、SK一〇四の南約二四mの第Ⅲ期の掘立柱建物跡の東南に接する位置の焼土中から五点出土している。前者は伴出遺物から一〇世紀後半～一一世紀にかけての頃の年代が考えられているが、後者については時期を限定することはできない。

ついで外郭西地域中央部（金堀地区）では、北部の土壙群の一つSK五三〇から表杉ノ入式の比較的古い段階（九世紀半ば頃）の土師器杯に付着した状態で、一点が出土した（3）。この土壙の年代は九世紀後半以降一〇世紀にかけての頃の年代が考えられている。外郭

東地域中央部（大畑地区）では、外郭東門から城内に入る道路南の官衙地区の奈良時代の掘立柱建物跡の東南に接する九世紀後半頃の土壙SK七〇九から二点が出土している。

外郭西南隅（五万崎地区）は、外郭西門から城内に入った左右の地区で、比較的時期の後れる南半の遺構のうちでも最も新しく、中世に降る土壙SK九一五から一点が出土している。また北半の第Ⅲ・Ⅳ期の建物群・土壙群のうちの、土壙SK九八一の第四層および第五～c層から三点が出土している（4）。年代は九世紀後半頃を中心とする時期である。

政庁北方地域（大畑地区）では、政庁北辺築地の北約三〇mの地点で、第Ⅲ期以降に使用されるようになる地域であるが、この整地層の第八層中から「弘仁十四年七月十一日」の年紀をもつ国司解状の一部（紙背あり）一点が出土した。この第八層は、第Ⅳ期に属すると考えられ、九世紀後半～一〇世紀前半頃と想定されている。

以上の如く、その大半は政庁西脇殿近くの土壙から出土したものであるが、他の地域から出土した漆紙文書も点数が少ないとはいえ、それぞれ興味深い文書である。先の報告書以降に読み直されたものなどを中心に釈文を若干掲げておこう。

1～4は貼り継がれてひとつの蓋紙として使用されたもので、1（二号）は磐城郡家から国府に出された解文と思われ、2（三号）は馬子の粮米を進上した貢進文書である。3（四号）もまた別の郡の

解文であり、4(二四号)も粮穀の請求の解文である。文書の年代や性格等を考えるとき、反古になった文書の蓋紙への利用の様相を知ることができる興味深い例である。

5(六号)は書生等の粮米請求文書と田籍関係文書であるが、後者の釈文が報告書とは異なるので、ここに掲載する。このほか一連の田籍関係の文書は一四点がある。

6(九六号)は計帳様文書断簡で、土師器内の漆の蓋紙として用いられた。墨界線が縦に七本あり(各界線間隔は一・四cm)と横界線が一本あり、書体は真書である。

7(一〇〇号)は具注暦の断簡であり、縦界線四本と横界線一本がある。宝亀十一年十一月の部分である。

1

者^{〔自署〕}使^{〔自署〕}郡運送^{〔自署〕}
^{〔自署〕}穀郡宜承知始来^{〔自署〕}
^{〔自署〕}者讓依符旨^{〔自署〕}

宝亀十一年九月十七日

磐城臣「千」^{〔自署〕} 主政外
 擬主政^{〔自署〕}

2

郡司解 申進上兵馬子粮子事
 斛式斗式升 馬子八人部領一人合^{〔自署〕}
 長大伴部広椅^{〔自署〕} 宝亀十一年^{〔自署〕}

3

鳥麻^{〔自署〕}解^{〔自署〕}
 大領外正六位上勲十等丈部「龍麻呂」^{〔自署〕}
 部病^{〔自署〕} 宝^{〔自署〕}

4

解^{〔自署〕} 申請粮穀事
 斛二斗 九月十日^{〔自署〕}
 火^{〔自署〕}

5 A

合十^{〔自署〕}粮請^{〔自署〕}
 応元年五月九日^{〔自署〕}
 書生生部益人^{〔自署〕}

(別筆カ)「十三日

□ 掾安倍朝臣□□

□ 真□

□□ 條七里大□田□

□ 條□□□田□

□ 條三里□□田□

□ 條□里□田□

(廿六カ)
□ 條□里複□田□

□ 條□□複□

廿□

6

□ 猿売年

(部カ)
□ 門長年廿歳

□ 部百繼年廿二歳

(根カ)
□ 得戸別項

□ 口一人

(田カ)
□ 部繼刀自売年廿□ (六カ)

7

(戊カ)
□ 天

(建カ)
□ 子月徳

辛酉木開

□ 戌水閉大□ (雪カ)

□□□
(亥水閉カ)

下 窪 遺 跡

釜房ダム建設に伴う水没地域の発掘調査で検出された平安時代の
竪穴住居から出土した漆の付着した須恵器高台杯の内側に漆を覆う
ように張り付いた状態で漆紙文書が発見されている。特に集落跡か
ら出土していることが興味深い。

1 は表裏に文字が確認できる(天地が逆)が、書体から推測すると
二次的に九九算が記されていると思われる。その年代は確定できな
いが伴出遺物からはおよそ九世紀後半〜一〇世紀前半頃とするのが
妥当のようである。

1(表) 九九八十一 八□

(別筆カ)
〔便□〕

(裏) □ 自女

小 梁 川 遺 跡

白石川の上流左岸の河岸段丘上(海拔二六〇m前後)で、七ヶ宿
ダム建設に伴う水没地域の調査で発掘された縄文時代の集落遺跡で

あり、平安時代の遺構・遺物も発見されている。漆紙文書は漆を入れた土師器の杯に蓋紙として使用されている状態で出土している。径は約9cmであるが、土師器は半分が欠けており、漆紙も半円状に残っているにすぎない。また、この土師器の出土状況・時期など是不詳である。

文字は表裏に確認できるが、裏側は漆が厚く判読は困難である。表側には一行のみ文字が確認でき、行書体で「白^{〔河カ〕}□□□」と判読される。漆紙はこの文字の右に約7cmの余白があるが文字は確認されていない。

燕沢遺跡

仙台市北部を東西に延びる台ノ原・小田原丘陵東端部に位置し、縄文時代～平安時代の複合遺跡であるが、中心をなすのが平安時代の住居跡・掘立柱建物跡などの遺構群であり、官衙的な性格を持つとも考えられている。漆紙文書は工房跡かと思われる一〇号住居跡の床面から、土師器杯片の内面に付着して出土した。6cm×5cmほどの大きさで、「^{〔右カ〕}□^{〔八合カ〕}□」^{〔右カ〕}と釈読されている。

関和久上町遺跡

白河郡衙に比定されている関和久遺跡の北東〇・五kmにあり、八世紀後半～一〇世紀の官衙的な遺構が検出されている。漆紙文書は、

関和神社下地点の調査で検出された九世紀の竪穴住居跡のカマド側の自然堆積と考えられる堆積層の二b層上面から、土師器の杯に蓋紙として使用されている状態で出土した。漆紙は直径的8cmの円形状に残存しており、一部で紙が重なっている部分もあるが、本来は一枚のものであるらしい。墨痕はその下紙にのみ認められる。文字は四行におよんでいるが、判読できるのは「六」のみである。しかし、墨による界線として縦四本と横一本が認められる。界線幅は二・一cmで、横界線の上には最大で一・六cmほど紙が遺存しており、縦界線は天界から最長六・四cmが確認できる。文字は約一・四cm方で、「六□」など四字分は〇・七cm四方である。文書の性格は明らかではないが帳簿類の可能性が指摘されている。

鹿の子遺跡

常磐自動車道関連による昭和五五・五六兩年度にわたる発掘調査で存在が確認された鹿の子遺跡は、区画溝で官衙ブロック、居住・工房ブロックに分割された計画的で特殊な構造をもち、出土須恵器の編年的分析によってその存続年代を八世紀末から一〇世紀代の約百年間と推定されている。また鹿の子遺跡は、鍛冶工房跡と見られる遺構の存在、漆紙文書や帯金具・多量の墨書土器・硯等の出土遺物から考えて、国衙機構の一つを構成する施設である国衙工房として成立したと考えられている。

鹿の子遺跡で出土した漆紙は、墨痕のないものも含めて全部で三八五七片、うち墨痕の確認されたものは七二三片で、接合・復元の結果二八九点の漆紙文書に整理された。漆紙文書が出土した遺構は、竪穴住居三三棟、工房二基（五九号工房・一四六号工房）、溝二条（三号溝・六号溝）、土壇一基（二四四号土壇）であり、調査区のはほぼ全域にわたって分布する。またその年代は共伴した遺物や遺構の重複関係から考えて八世紀の後葉・末頃から九世紀の中頃・後半に位置づけられるとされている。三三基の竪穴住居で漆紙文書が出土したのは床面もしくは覆土からである（1・3・8・10・11）。五九号工房（南北約五・五m、東西約四・〇m）は隅丸長方形を呈し、漆紙は覆土・床面から出土した（2）。一四六号工房（南北約八・二m、東西約五・一m）は中央部のやや南寄りに三箇所の炉跡があり、長方形を呈する。漆紙は覆土から出土した（9）。また漆紙文書を出土した二条の溝は官衙ブロックの東を限る二重の溝で、三号溝（幅約一・三m、深さ約〇・三～〇・五m）はそのうちの外側を流れる南北溝であり、六号溝（幅約一・四m、深さ約〇・七m）は内側を流れる南北溝である。両溝の間隔は約三五m程で、いずれも北端で官衙ブロックの北を限る四号溝に接続する。漆紙文書はいずれも埋土からの出土である。一四四号土壇（南北約四・一m、東西約一・一m、深さ〇・四m以上）は一五二号竪穴住居の東寄りにその床面を破壊してあり、この竪穴住居に本来ともなっていた何らかの遺構であった可能性が

考えられている。漆紙文書は埋土から出土した。

その後、鹿の子遺跡は、発掘調査を引き継いだ石岡市によって、まず昭和五七・五八兩年度に遺跡の範囲を確認するための調査が行われた。昭和五八年度の第二次調査では竪穴住居から墨痕のない漆紙が出土した。この範囲確認調査の結果に基づいて、引き続き昭和五九年度から継続的に鹿の子遺跡の本格的な発掘調査が開始された。昭和五九年度の調査で竪穴住居から墨痕のない漆紙が出土し、昭和六一年度の調査では漆紙文書四点が出土した。漆紙文書は居住・工房ブロックと通称されている区画にある竪穴住居から出土した（12・13）。

次に報告書に基づきながら主要な漆紙文書の概要を述べる。まず茨城県教育財団発掘の漆紙文書について述べよう。

1（二七）は、aを上にして、aとbとを上下に貼り継いでいる。この貼り継ぎは当初からの紙継ぎではなく、反古となった文書を漆桶の蓋紙に使用するに際して、漆桶の直径に対して一紙では不足するために、本来同一の文書で前後に位置する二紙を上下に貼り継いだものと思われる。内容は輪租帳・損田帳・青苗簿等の作成にも関わる検田関係の帳簿と考えられる。なおこの他にも条里坪付けを記した文書の断片が二点ある。

2（六六・六七）は表は延暦九年の具注暦の五月二七日から六月八日にかけての断簡で、裏は記載様式に不審な点もあるが一応戸籍と

考えられている。戸籍が廃棄されてのち具注暦として再利用されたものである。

3 (九五) は記載や書風から天平宝字元年以降で奈良時代末から平安時代初の計帳の可能性があると考えられている。界線は縦界・横界(天界二条、中央界一条、破損しているが地界もあったと考えられる)がともにある。この他に計帳と考えられる破片が二点、大帳に関連する公文かとみられるものも一点出土している。

4 (二一七) は田地売買関係の文書かと考えられている。

5 (一四四) は疑問の点も多くあるが籍帳かと考えられる。いわゆる因幡国戸籍に近い記載様式をとる。この他にも籍帳と考えられる断片は数多く出土している。

6 (二四六) は楽舞関係の装束・道具を書き上げた目録かと考えられる。

7 (二七一) は書簡の末尾と考えられる。同一個体である断片が二点ある。

8 (二七四) は表裏同筆で、記載内容も同一性質のものであることから一連の帳簿を表裏にわたって記載したものである。記載の内容から考えて公出挙の貸付原簿と言うべき文書で、出挙事務の最末端で作成され、中央へ進上される出挙帳の基礎となる帳簿である。国郡段階での正税出挙の運用の実態を究明する上で貴重な史料である。なおの数字を勘検したことを表す朱圈点である。この他に同一文

書の別の部分の破片とみられるものが一五点ある。この他類稿の数量を書き上げた文書の断片もある。

9 (二九四) は常陸国一国を対象として一国全体と各郡毎の戸数・口数を集計した目録帳で、従来全く知られていない内容の帳簿である。

10 (二二〇) は表が那賀郡所属の郷に本貫のある男性の人名と本貫郷名・戸主姓名を列記した歴名で、何等かの力役に関わるものかとみられ、また裏は保元元年頃のものと推定されている摂津国調帳案の記載様式と基本的に一致することから国衙にとどめ置かれた調帳の案文と考えられている。表の調帳が鹿の子遺跡に存在した国衙関連工房に払い下げられたのち、裏の歴名が作成され廃棄された可能性も指摘されている。

11 (二二二a) は軍防令備戎具条と密接に関連した文書で、人別に戎具を検閲した帳簿と考えられる。既知の史料には該当する公文書が存在しない。奈良時代末から平安時代初の武装の実態を示す貴重な史料である。この他に直接には接合しないが同一文書の一部と考えられる破片がある。

ここに取り上げたものの他に同一文字を何度も書いた習書や国郡司の官・位・勲位を列記した文書等も出土している。なお紀年の記された文書は四点あり、うち三点は延暦年間の年号を記しており、遺跡の年代観と一致する。しかし他の一点は天平勝宝年間の年号を書

2(表)

市買納財吉

大歳 ☐ 歳前 ☐ 倉重厭拜官冊授療 ☐ 加冠 ☐

除手足甲 ☐ 大歳 ☐ 母倉月德無翹結婚納財 ☐ 塞

除手足甲 ☐ 大歳位小歳前 ☐ 解除々服吉

天道東行 ☐ 宜向東行 天德在甲 ☐ 甲上取土 月厭在巳 ☐ 月殺在戌

月德在甲 ☐ 合在己 ☐ 己上取土 月空在庚 ☐ 庚上取土 三鏡 ☐ 甲辛癸

除 大歳位小歳前壞垣墓葬斬草解除々服吉

大暑六月中 大歳位小歳前壞垣 ☐ 解除々

大歳位 ☐ 結 ☐

大歳 ☐ 浴

大歳位 ☐ 忌九坎斬草吉

大歳位療病垣破屋吉

大歳位拜官結婚婚納徵掃葬斬草吉

大

(裏)

☐ 部

☐ 長幡部 ☐ 自壳

☐ 孫長幡部 ☐ 刀自壳年拾貳

☐ 孫長幡 ☐ 黒

3

倭文部真 ☐ 刀自壳年拾捌

倭文部大刀自壳年貳拾壹

倭文部黒 ☐ 年

倭文部 ☐ 栖年 ☐

倭文部 ☐ 栖年 ☐

☐ 文部 ☐ 虫

☐ 部 ☐ 年

青老 日二 中男

口一

☐ 年貳拾

☐ 占部真妹女年貳拾捌

妹占部子稻主女年貳拾捌

妹占部申虫女年貳拾伍

占部広刀自壳年参拾捌

生部手古女年陸拾

吉弥侯部 ☐ 拾

多治部 ☐ 女年肆拾捌

☐ 利刀 ☐ 貳拾肆

☐ 庭虫女年拾玖

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐

☐治比部虫女年肆拾柒
☐☐真鳥麻呂年柒拾陸
☐☐麻呂☐貳拾

☐田売
☐家
☐[来力]
☐[申力] 訖仍自

☐マ宮子女年卅
☐公子マ^{〔真カ〕}広年廿
☐女^{〔年カ〕}廿九
☐高屋年五十九
☐

腰力
銅鉞
頭一
較力

☐占部少船
☐是尤☐[今力]
☐聽免☐如之不勝☐垂

8(表)

□マ宗足
五月〇〇
廿廿

刑マ宗万呂五月卅卅
〔綱カ〕

刑マ
□人
五月三月
。。
廿廿

占マ羊
五月三月
〇〇
卅廿

「刑マ直」

〔十一人力〕

Page 10

刑マ宿奈万呂三月三月
冊冊

刑マ千法女
五月三月
。。

刑マ尼女
五月三月
。。
廿廿

五三月
月月
。。
冊冊

五三月
月月
。。
廿廿

(裏)

□月。廿
□。□

□月。十
□。十

女三月。□「九月廿八日布一段」
五月。□

□□「人カ」
「稻五百五十束」

マ広足三月。□「
五月。廿」九月十二日 九月廿九日
□九
「布カ」

若桜マ尼□女三月。□「
五月。廿」九月廿二日 九月廿八日
「×」

刑マ三成女三月。□「
五月。十」

刑マ直広足三月。□「
五月。卅」

刑マ綾万呂□月。□「
五月。廿」

刑マ広主三月。□「
五月。卅」

□稻虫女三月
五月 □

□三
五。□
□

万六千

八婢

神戸口参佰捌拾肆口一百八十六男
一百九十八女

10 (表)

万老什陸佰陸拾口「八カ」
口一万三千二百六十八男
口十万六千五百八十二口

二奴
十八婢

□□「拾カ」
□□老烟定戸

式烟一烟鹿嶋神戸□烟
封戸廿七烟定

麻呂□

□成朝妻郷戸主□

小龍広嶋郷戸主雀

雀部綾麻呂八部郷戸主□

□文部奥成岡田□戸

□子部足麻呂

黒虫

(裏)

郡

合廿郷大帳見

輪調白絶二百「八カ」十八疋

紺絶八疋 丁卅二

□絶五疋 丁廿

11

大刀 軛
腰繩 頭纏

水雨 塩雨 小鉗 縄解

部真村年□十五

弓 □(箭) 大刀 軛 弦□(袋)

□袴 脛裳 腰繩 頭纏

水雨 塩雨 小鉗 縄解

麻呂年卅五

箭 大刀 軛

腰繩 頭纏

12 a

天平十四年田籍

b

□(藤カ) 淵里二

籍在布久良里卅五

田籍在布久良里□

年田□在布久良

□(候カ) 大歳対

大歳対血忌

大歳対嫁聚 大夫

13

源氏平遺跡

水戸北部中核工業団地の造成事業にともなう調査で、住居跡堅穴一七基・掘立柱建物跡一棟などを検出している。住居跡は方形で、北壁中央にカマドを有するものが多く、カマドには切石を構築の際に使用しているものもみられた。漆紙文書は、一五号住居跡のカマドの袖上から、内面に黒色処理が施された「土垣カ倉」と底部に墨書された高台付杯形の土師器の内面にはりついた状態で出土した。この集落は奈良時代～平安時代前期前後を中心に営まれたらしく、墨書土器・刻書土器・文字瓦など、文字資料は非常に豊富である。漆紙文書の文字は僅かに「解」と釈読できるにすぎないが、この時期に一集落にこのように文字の世界が広がりを見せていることは、注目して良い。

下野国府跡

昭和五一年以来、三七次に及ぶ調査によって、国府の政庁域およびその周辺部の構成が明らかになってきたが、この国府域からは、漆紙文書は第二・三次および一八次の調査で総計一〇八点、さらに三七次で二六点、合計一三四点が出土している。

まず前者については、つい先頃『下野国府跡Ⅶ』（木簡・漆紙文書調査報告書 昭和六二年三月）が刊行されたので、詳細は同報告書に

依らたい。

まず第二・三次調査は政庁の北北東約二〇〇mの微高地の調査で、一〇世紀代に営まれたと思われる廂を持つ官衙風建物など三小期に区分される建物群が検出されている。漆紙はこの調査地区内の二箇所で見付かっている。一つはこれらの建物群を囲む溝SD一〇〇一（断面はU字状で幅は〇・五m、深さ〇・三m）の北の部分から、埋められた完形に近い塊形の土師器の底に貼り付いた状態で一文書分一五点が出土している。いま一つは建物群の西側を南に下り東に曲がるこの溝SD一〇〇一に取り付いている溝SD一〇〇三の埋土中からおそらく二文書分三五点が出土している。

さらに政庁内郭に西隣する地区の第一八次調査では、溝など政庁西辺堀に関わる遺構と、二〇基の土壇が検出されたが、そのうち五基の土壇から漆紙文書が出土した。土壇は、遺構検出面が第三層である政庁Ⅱ期建物群焼失時の整地土で覆われた延暦一〇年頃に廃絶されたA群と、遺構検出面が第二層であり政庁Ⅱ期末または同期建物焼失後まもなく使用・廃棄されたB群とに分けられる。漆紙文書が出土したのは、SK〇一一・〇一三・〇一八・〇一九・〇二三であり、SK〇一二を除いて全てA群である。この地区の漆紙文書も殆どが小破片になっており、六八点を数えるが、本来は約一二点あまりの文書であろうと報告されている。

SD〇〇一・SD〇〇三から出土した漆紙文書片は本来はそれぞれ

れ同一文書の破片と思われるが、いずれも接合できず、また殆ど釈読もできないため文書の性格も明らかにできない。またSK〇一三・SK〇一八・SK〇一九から出土した漆紙片もほぼ同様である。SK〇二三からは、下層から二点と上層下面から一点が出土しているが、内容が知りうるのは後者の一点である。これは漆桶の周縁に接する付近の小破片（長さ二五・一mm・幅七・一mm）で、漆は表裏両面に付着しており、文字も両面に確認できる（一）。

SK〇一一からは、下層・上層下面・上層から合わせて二六点が出土しているが、これらは六文書に分けられるようである。下層出土では売券（2）、上層下面出土では「田籍様文書」と「正税納入に関する文書の草案」とが裏表に記された三紙および文書（3・5）、上層出土では「延暦二年十月五日」の年紀をもつ文書（6）が注目される。

また、昨年度（昭和六一年度）栃木市教育委員会によって行われた下野国府跡保存整備事業に関わる発掘調査（県教育委員会が行った調査と通して、第三七次調査）で、漆紙文書二六点が出土している。出土地点は政庁北辺堀から北へ二五m、政庁南北中軸線の延長線のすぐ西にあたり、土壇SK一二から出土している。この南接地は、第一〇次調査区であり、土壇などを検出しているが、漆紙文書は発見されていない。文書はこの土壇の最上層の政庁Ⅱ期建物焼失後人為的に埋められた土層から出土している（7・8）。

次に報告書によりながら漆紙文書の内容について述べる。

1 (二七A・B) は、第一次文書と思われるA面の文字は行の心々は約二五mmをとる方一五mmの大きな字である。B面は歴名文書(案文か)断簡と考えられている。

2 (一〇三) はおそらく売券の末尾の部分で、「☐☐☐置部刀良」の右に「☐月廿三日」の紙片(一〇八)が、「日置 真浜」の左に「長日置部」の紙片(四)が接続するようであり、その他関連の紙片が四点ある。

3 (二五A・B) は蓋紙として利用するために三紙が使用されているが、本来は一紙(ないしは一連の文書)であつたらしく、A面は第一次の文書で田籍様文書であり、B面は第二次の文書で日置某の正税納入にかかわる文書の草案かと推測されている。また、その記載内容から3・4・5の順序であつたものと思われる。

6 (二二A・B) は年紀の見えるB面がより丁寧に書かれており、これは文書の末尾であろう。A面の文書の性格は不詳である。

7 (一) は二紙片を接合したもので、A面歴名様文書の断簡と思われる、B面の文書の性格ははっきりしないが「返抄」とすれば興味深い。

8 (3) は裏表とも田籍様文書であるようである(B面の釈文は略す)。

1 A

☐☐☐☐☐☐☐☐

☐人字始及皇^(マ)☐

B

☐^(別筆カ)「宅継」年二

☐☐☐年五

☐大伴^(望カ)☐万^(信戸口カ)☐大伴部刀自女年

☐☐大伴部小刀自女年

2

☐^(人日カ)☐置部刀良

☐隊長勲十等^(万カ)☐連古東人

證人大田部八^(部カ)☐

車持^(部カ)☐

^(別筆)☐少領外従七位上公子
相見人日置^(部カ)☐

日置 真浜

3 A

☐里七垣本田一段

廿八条五里十七^(万カ)☐田二段

廿九条一里^(万カ)☐田七段百廿

☐田^(九カ)☐百廿

☐☐☐一町^(郷カ)☐上^(郷カ)☐同^(郷カ)

B

五百七十

二百廿

冊 廿 五 五

4 A

廿九条二里

同里四小牧田九段百廿

廿六条四里廿二上馬米田四段
〔養(追記)〕

〔二カ〕里廿八墓田七段

〔二カ〕里廿一栗嶋田二段百廿

B

〔十カ〕

廿

5 A

五段百廿

四段百廿

小深田一段〔百カ〕

百廿

〔戸〕田二段二百冊

同四〔戸〕田一段二百冊

廿九条四里廿四酒マ田二

同四〔戸〕田

同〔戸〕田垣七段百廿

廿八条四里卅二小井戸田一町

真〔戸〕田

廿六条四里十四楊田九段二百冊

同

〔マ〕田〔戸〕田百廿

〔九カ〕里八下椎田百廿

〔九カ〕里〔戸〕田四町二段廿歩

条四里〔戸〕田八段

廿八条五里七嶋田三段二百冊

廿九条五里廿一小渭田九段二百冊

廿九条四里廿三奈戸田二段二百

廿八条四里垣本田百廿

三里十六畔无田四段

一里廿七下草切田四段百八〔歩カ〕

廿六条二里廿四橋爪田二百冊

二回十六条五里十三下長田百

同里廿四小幡田九段

廿七条一里卅四此木田一町

同里廿四小幡田九段

B

広刀自〔戸〕田

〔主〕田

〔年〕田

置部〔戸〕田

日〔置〕田〔戸〕田同姓子犬万呂年

戸主日置〔部鳥カ〕田〔年〕

日置部真刀自女年

日置部刀自女年

日置^{〔日カ〕}部^{〔刀カ〕}刀自女年

部^{〔部カ〕}女年

部^{〔部カ〕}公年

日置^{〔置カ〕}部^{〔部カ〕}年

日置^{〔置カ〕}部^{〔部カ〕}年

日置^{〔置カ〕}部^{〔部カ〕}年

税^{〔正カ〕}以来九月上旬員進上若過申期

等依^{〔百姓カ〕}法被重罪以已私物不^{〔遺カ〕}

以^{〔上カ〕}解

延暦九年□月□日

6 A

川原田子牛養

七把五分

財部田^{〔長カ〕}人

B

依員

延暦^{〔年カ〕}年十月五日

7 A

参人

廣瀬郷

国正^{〔同郷郷戸〕}

広浜^{〔正丁同〕}

宇治部郷

B

炊所返^{〔抄カ〕}三

8 A

卅二西枚田四段

五里十一東

三里二西一段

入苗付田二段

南栗北栗遺跡

松本市の西方、島立南栗集落の北東で、梓川扇状地氾濫原の端が奈良井川により限られてできた段丘面上にあり、九世紀末一〇世紀初頭をピークとするが、古墳時代末期から平安時代末期にかけて営まれた集落遺跡で、は場整備事業に伴う調査で明らかになった。漆紙文書が出土したのはⅣ地区の第七五号の竪穴住居跡（Ⅴ期）で、須恵器杯に付着した状態であった。文字はわずかに「月大」と確認できるにすぎないが、あるいは具注暦の断簡であるとすれば、極め

て貴重な例となろう。なお、この住居跡からはほかに漆の付着した杯が出土しており、他の住居跡からは墨書土器も出ている。

長岡京跡

長岡京跡では三箇所（左京四条二坊九町・左京四条三坊一町・左京四條四坊六町）から漆紙文書が出土している。

一、左京四條二坊九町

昭和五六年に実施された宅地造成に伴う事前調査で、漆紙文書一点が三条大路南側溝SD〇五四から出土した。この溝は幅が一定せず、西方では幅二・五〇三・五mを測るが、東では急に幅が狭まり〇・八〇〇・八五mとなる。三条大路南側溝からはこのほかに、土師器、須恵器、木器、漆器、木簡二点、編物、土錘、土馬等も出土している。赤外線テレビ画面を撮影した写真を見ると、少なくとも二行にわたる文字の存在が確認できる。

二、左京四條三坊三町

外環状線道路建設に伴う一連の事前調査のうち、昭和六十一年に行われた左京四條三坊三町の北西部分の調査で、調査区の北西端において検出した焼土を含む土壙から漆紙文書が出土した。この土壙（東西一・二m、南北一m、深さ〇・三五m）には三回にわたる灰の堆積が認められ、漆紙文書はその最上層から二枚に折り重なるようにして出土した。現状では多数の小片になっているため、現在のところ

る内容は不明である。

三、左京四條四坊六町

道路整備事業に伴う調査（第五九次）で検出された土壙SK-B〇一から出土した。この土壙（東西〇・八五m、南北〇・八m、深さ〇・五m）の埋土は四層からなり、漆紙は第Ⅱ層下部から三点が出土し、うち一点は文字が認められない。一点は直径約二〇cmの蓋紙が二つ折りになった状態で出土しており、紙片は天地が約九・五×二cm、幅が約一三・六cmである。野線は認められないが文字は約二・三cm幅の行に正確に書かれており、文字と紙の先端とは最大四・四cmの余白がある（1）。いま一点は直径約二二・五cmの蓋紙が二つ折りになった状態である。紙片は天地が約六・〇×二cm、幅が約一二・四cmである（2）。

1はおそらく、志斐連某の計帳（あるいは戸籍）の断簡と思われるが、その年代は不詳である。ただ二二歳の志斐連矢麻呂が「進正丁」と記されているところはその年代・史料性を考える場合に注目してよからう。

2あるいは1の断簡にかかわる戸の総計を示す部分の一部であるのかもしれない。

なお他に本年九月に坊間小路西側溝から二点が出土しているが詳細は別の機会にゆずる。

1

□尾張連古虫女年陸拾柒歳

□斐連宇陀麻呂年貳拾伍歳正丁

男志斐連弓麻呂年貳拾貳歳 □丁

男志斐連矢麻呂年貳拾壹歳 進正丁

男志斐連嶋守年拾肆歳 小子

男志斐連嶋^{〔依カ〕}年拾貳歳 小子

女志斐連宅女年貳拾參歳

丁女
〔小女カ〕

2

位 十五人小子 二人緑子

十三人小女 一人緑女

四人耆女

平城宮跡

平城宮跡では、その東南隅部において昭和四十一年に実施した第三次補足調査で漆紙文書二点が出土している。漆紙文書は平城宮の南面を限る南面大垣のすぐ北を東西に走る宮内道路SF一七六一の南側溝SD四一〇〇A（幅約一・八m、深さ〇・四～一・〇m）から出土した。SD四一〇〇Aの堆積土は上下二層に分けられ、漆紙文書は下層から出土した。なお漆紙文書が出土したSD四一〇〇Aの下層から式部省関係の木簡一二八三七点も同時に出土している。

平城京跡

平城京跡では六箇所（左京二条二坊・左京三条一坊一六坪・左京七条一坊九坪・左京八条一坊六坪・左京八条三坊・右京八条一坊一四坪）から漆紙文書が出土している。

一、左京二条二坊

昭和五五年に平城宮東院の東南隅に隣接する地域で実施した調査で、二条条間大路側溝SD五七八〇から漆紙文書二点が出土した。

SD五七八〇からは漆紙文書の他に文字資料としては木簡七九点、墨書土器等も出土している。

二、左京三条一坊一六坪

平城宮東南隅の東南方、東一坊大路と二条大路の交差する地点で昭和五二年に実施した調査で漆紙文書一点が出土した。漆紙文書が出土したのは、左京三条一坊一六坪内にある土壙からである。

1は戸籍ないしは計帳と考えられる籍帳様の文書である。書風は養老五年下総国大嶋郷の戸籍より古風ではないかと考えられ、戸籍であるとする養老年間かそれ以前の造籍によるものとも推定されているが、一行目の戸口の異動に関する注記が戸口の姓名や割書きと同筆であることから戸口の異動を注記する計帳と考える見方もある。またその年代は一行目の「和□」が逃亡年次を記したものとすると、上限を一応和銅年間に押さえることができる。

□嶋年九 浮浪 和 □

□年十
小子

□安文正年
年

三、左京七条一坊九坪

左京七条一坊九坪の西南隅で昭和六二年に実施した事前発掘調査で、調査区の西辺で検出した井戸SE〇一（南北約四・一m、東西約三・六m、深さ約一・五m）から漆紙文書三点が出土した。井戸SE〇一は楕円形を呈する掘方を持ち、そのやや北に偏して井戸枿がある。漆紙文書が出土したのは井戸枿内の埋土からで、墨痕はわずかしが確認されていないが、「近江国神崎郡□□郷」「左京職」等の文字が判読できる。この他にも墨痕のない漆紙の破片も多数出土している。

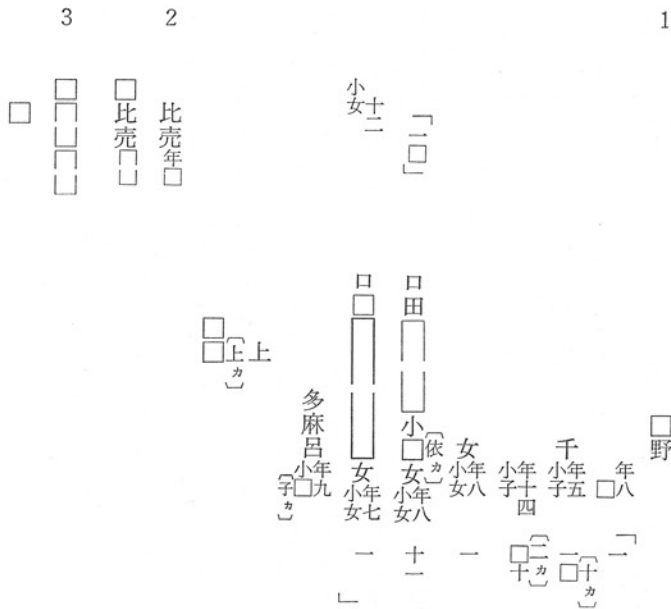
四、左京八条一坊六坪

左京八条一坊三・六坪に跨る地点で昭和五九年に行った調査で、六坪内にある奈良時代の後半に属すると推定される掘立柱建物SB三一九〇の身舎西南隅柱の柱抜取穴から漆紙文書が出土した。SB三一九〇は南に広廂をもつ桁行六間以上の大規模な東西棟建物で、北方に二棟の付属建物を配し、この宅地の主屋に比定できる。なおSB三一九〇が属する奈良時代の後半には六坪の宅地は一坪規模または東西に二分されていたと考えられている。

漆紙は漆容器の曲物に付着、残存していた。曲物本体の木質は既に腐朽し、内面に付着した漆液のみが硬化して遺存する。漆紙は、漆液保存のために漆桶の蓋紙として用いられた際に曲物の口径に合わせて周囲を折り曲げられ、漆液の表面に密着させられたものと考えられる。肉眼では墨書の存在は確認できなかったが、赤外線テレビカメラで撮影すると受像機に文字が映し出され、漆紙文書と判明した。漆紙に文字が確認できるのは、漆が付着した面ではなく、漆液のあふれ出ていない紙の平滑な部分だけで、紙が破れて漆液があふれ出した部分や現状では漆液だけが確認され紙の存否が明確ではない箇所には認められない。

- 1 は漆液表面に付着した紙の漆付着面でない面に確認された小子・小女を列記した歴名である。本文書は様式的には戸籍または計帳に近いと思われるが、断簡でしかも小子・小女等不課口のみが記載され、異筆書き込みがあることから何かの物資の支給に関わる歴名の可能性もある。しかし容易に文書名を確定し難い。1の年代は、検出遺構の時期変遷からSB三一九〇が廃絶する奈良時代末期に下限がおさえられ、また書風からみても奈良時代後半かと考えられる。
 - 2 は漆液表面に付着して残った紙が側板に沿って折れ曲がる箇所左文字で二行確認できたものである。1とは異筆と思われる。
 - 3 は側板に付着して残った紙に墨痕があり、外側から見える。
- 1・2・3の関係は2が左文字であること、3が側板に貼り付い

て残った紙の外側から見ることから、2・3が1の裏になる可能性があり、紙数・点数は不明であるが、一紙で表裏が共に用いられたとも考えられある。



五、左京八条三坊

昭和五〇年に左京八条三坊の九・一〇・一五・一六の各坪に跨る、

坪と坪の間の交差点を中心とした範囲を対象として行った調査で、九・一〇両坪の坪境小路南側溝SD一一五五(幅約三・四〇三・八m、深さ約一・二m)から漆紙文書一点が出土した。この溝は西に流れて東堀川に注ぐ。SD一一五五からは漆紙文書の他に文字資料としては二五点の木簡や墨書土器が出土しており、また漆紙文書と関係の深い漆工房関係遺物(刷毛・篋・漆容器、漆付着土器二五〇点)や漆塗製品(匙・漆皮箱・冠帽断片等)も多量に出土していて、漆紙文書と漆工房との関係を考える材料を提供している。

六、右京八条一坊一四坪

昭和五九年から六一年にかけて、右京八条一坊の一三・一四両坪にわたって実施した事前調査で、一四坪内の土壙から漆紙文書が六五点出土した。一四坪の遺構はおよそ奈良時代の前半と後半の二時期に大別され、漆紙文書が出土した土壙は奈良時代の前半に属する。奈良時代の前半は一四坪が南北に二分されて用いられており、前半には工房またはそれに関連した倉庫等の施設があり、後半には屋内工房かあるいは北にある工房で働く工人たちの宅地があったと考えられている。漆紙文書を出土した土壙SK一〇一(南北約一五m、東西約三m、深さ約〇・二五m)は一四坪の北半にあり、南北に長く、南北両端の尖った長方形を呈する。この土壙を挟んで東には漆関係工房が存在し、また西には炉跡そのものは検出されていないが羽口・埵・鉢・甕等が多量に出土していることから、銅・鉄等の鑄造

関係工房の存在が想定されている。出土した六五点の漆紙文書はすべて小破片で、その内容や性格を推定することは困難であるが、中にはいわゆる計帳様文書に似たものや写経風の文字で仏教用語と考えられる語句を記したものもある。この土壙からは、漆紙文書の他に墨書のない漆紙や墨書土器・線刻土器等の文字資料、工房関係の遺物と考えられる埴埴・とりべ・鉢・砥石等、その他硯・製塩土器・土馬等が出土している。

弥布ヶ森遺跡

昭和六一年に日高町の文化体育館建設予定地で行った事前発掘調査で検出した旧流路の氾濫原から漆紙文書が五点出土した。漆紙文書はいずれも旧流路氾濫原の古い段階の流路の上層の堆積土から出土している。五点のうち四点は一文字づつを確認できるに過ぎないが、一点(一)には四行分一九文字が確認できた。この文書は、姓名・年齢を記し、その下に「給」の字を書いたのち、異筆で給の額と思われる数字を記した歴名文書である。漆紙文書が出土した堆積土に含まれる遺物は九世紀中頃から後半頃に属し、その下層の堆積土からは九世紀頃の木簡・人形等の木製模造品が出土している。

1 □太女 十四給

〔年カ〕
□六十給〔冊八〕
〔廿カ〕
□六十七給〔□〕

「六」

草戸千軒町遺跡

漆紙文書は、草戸千軒町遺跡のある芦田川河川敷の中州中央部西端で、昭和六一年に行った第三七次調査で検出した室町時代前半頃の土壙から二点が出土した。墨書の内容はいずれもわずかに一文字づつ「百」「与」と読めるに過ぎず、文書の内容等の詳細は不明である。今回の調査ではこの他に墨書のない漆紙の破片が出土している。志田原重人氏の御教示によれば、これまでの調査でも漆紙片は出土していたし、また今回出土した漆紙文書は古代の漆紙とは違い漆桶の蓋紙として用いられたのではないかと推定されているとのことである。

大宰府跡

漆紙文書は、月山を挟んで大宰府政庁跡の東に位置する学校院跡の東辺に当たる地域で、昭和五六年に実施した第七四次調査で出土した。この地域については既に昭和四六年に行った第九次調査で学校院関係の建物や古代から中世にかけての遺構を検出していたが、第七四次調査では学校院関係の遺構を確認することはできなかった。しかし第九次調査で既に検出済みの遺構である南北溝の続きを確認した。漆紙文書は第九次調査で検出済みであった南北溝SD二〇五

の延長部から一点が出土した。SD二〇五は開鑿が平安時代中頃まで遡る溝で、学校院とその東に接してある観世音寺との境界として奈良時代に自然流路を整形して作られた可能性がある。SD二〇五は開鑿後幾度か流路を変え、室町時代に至り埋没したことが判明している。漆紙文書はSD二〇五から須恵器の杯の内底に付着した状態で出土した。紙背の方が付着しているので肉眼でも墨痕を確認できる。文字は三文字分が確認できるが、いずれも偏が判読できるに過ぎない。なおSD二〇五からは木簡も九点が出土している。

おわりに

以上、漆紙文書出土の状況について、特に漆紙文書（ないしは文字資料）独自の報告書等が刊行されていない遺跡に重点をおいて、その概要を述べた。漆紙文書出土の現状を理解していただく参考になれば幸である。今回は、まずはこのデータを提示するに止めざるをえないが、いずれこれを素材としてわれわれの考える「漆紙文書」論を展開したいと考えている。

ところで、すでに平川南氏は労作「漆紙文書に関する基礎的研究」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕第六集（一九八五年）において、豊富な体験と事例から、文書の復原の具体的な方法や文書と遺構年代との関連についての検討をされており、そのなかで「漆紙文書を

まず出土資料として改めて位置づけ、出土遺構・伴出遺物との関連および漆紙そのものの詳細な観察が必要」であると指摘し、漆塗作業との関連や反古紙の保存や供給ルートから律令文書行政の実態解明などの必要性を説かれた。確かに、漆紙文書の背後に広がっているのは、特にその地域での生きた文書行政の世界を明らかにすることは、新しい研究課題であろう。そのためには、その文書そのものの内容と漆の蓋紙として捨てられるまでの文書の歴史とを明らかにすることが先決である。

それにしても、今回われわれが実見したいくつかの漆紙・漆紙文書においてさえ、遺存状況という点からいえば漆紙文書は木簡よりも一層様相が複雑なようである。漆紙・漆紙文書の管理の現状には、少なくとも二つの様態があるようである。一つは水漬け状態でしか保存できず、水から上げると次第にその表面が灰のように白くめくられて欠けてゆくものである。他の一つは常温・乾燥状態で十分保存管理が可能なものである。ただし後者の場合も、それに触れるたびに周囲が欠け落ちてゆくのが現状である。そうした二つの様態の差が、いかなる事情に基づくのか、例えば漆そのものの成分の差違によるのか、あるいはそれに混ぜられたものの違いによるのか、こうした点の化学的分析による解明の必要性を痛感させられた。そうした現状にあるだけに出土した漆紙文書の保存・管理の仕方には細心の留意が必要であり、またよりよい保存方法が確立されることが望

まれる。さらに集成の作成にあたって、釈文の表記法についても、古文書一般とも、木簡の場合とも違う工夫が必要であるようにおもわれる。漆紙文書の提起している問題を、まずはこのような基礎的なところから考えていきたい。そのような過程で、例えば国衙レベルでの文書行政の様相や、集落跡と考えられる遺跡からの漆紙文書の出土および行政文書の反古紙を蓋紙として用いて行う集落での漆塗作業とそれを行う人の存在が意味する問題、黒痕のない漆紙の問題など、漆紙文書をめぐる諸問題を具体化してゆきたいとおもう。

なお、本集成には報告書の内容についての誤読に基づく誤り、情報不足による一覧表からの漆紙・漆紙文書出土遺跡の脱漏等があるうかと思われるが、そうした点については今後とも多くの方々からの御教示・御批評により正確を期し、充実させてゆきたいと考えている。最後に、この集成をつくるために御協力・御支援下さった方々に、改めて感謝して、拙い本稿を閉じたい。

付記 なお「一覧」中の下神遺跡については、まだ正式な報告がなされていないが、奈良時代～平安時代の集落遺跡であり、堅穴住居・堀立柱建物などが検出されている。漆紙文書はその包含層から二点出土しているが、釈読は困難である。